

長発人1第106号
37. 6. 13
改正 防人1第781号
46. 4. 13

長官官房長
各幕僚長
統合幕僚会議事務局長 殿
各附属機関の長

防衛庁長官

部隊等における酒類の使用について

標記について、隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年9月3日防衛庁訓令第59号）第10条第3号の規定により、下記に掲げる場合にはその使用を許可したものとす。

なお、使用量、使用場所等については、当該訓令の趣旨にかんがみ、規律を乱すことのないよう充分指導されたい。

記

- 1 元旦において「と蘇」として使用する場合
- 2 自衛隊記念日において使用する場合
- 3 部隊等の創立記念日において使用する場合
- 4 練習艦隊遠洋航海の際、寄港地において艦内に部外者を公式に招待する場合
- 5 各種学校の卒業式及び儀礼的涉外業務を行うにあたり必要な場合であって当該幕僚長が許可したもの。
- 6 勤務時間外にもっぱら隊員の福利厚生のために、駐とん地、基地等に設置した隊員クラブ等の施設内において使用させる場合であって、当該幕僚長が許可したもの。
- 7 勤務時間外に、艦船部隊の乗組員の士気の高揚を図るために、艦船内において使用させる場合であって、海上幕僚長が許可したもの。